

泉大津市教育委員会会議 令和8年第6回定例会

会 議 事 項

(令和8年6月25日)

会 議 事 項

日程第 1 議案第 33 号 令和 9 年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について

日程第 2 議案第 34 号 泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業実施要綱の一部改正について

日程第 3 報告第 12 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

教育委員会資料
8. 6. 25
指導課

令和 9 年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について

1 趣旨

小学校及び中学校の令和 9 年度使用教科用図書については、学校教育法附則第九条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下、「無償措置法」という。）第十四条、同法施行令第十五条第一項の規定により、令和 8 年使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。

また、無償措置法施行令第十五条第二項、第三項及び同法施行規則第六条の規定により、新たに採択する必要があるときは、小学校は令和 5 年度、中学校は令和 6 年度の採択基準に準じて行うこと。

2 根拠法令

学校教育法（一部抜粋）

附則第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

（同一教科用図書を採択する期間）

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則

（同一教科用図書の採択の特例）

第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）発行が行われないこととなった教科用図書を採択していた期間
- 二 採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合、当該採択に関し不公正な行為があったと認められる教科用図書を採択していた期間
- 三 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第十二条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなった教科用図書がある場合 当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間
- 四 採択地区が設定又は変更された場合 採択地区の設定又は変更前に当該地域において採択されていた教科用図書の採択されていた期間
- 五 採択地区内において市（特別区を含む。以下同じ。）町村又は義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは法第十三条第三項に規定する学校が設置された場合 市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校が設置

された地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

3 採択期限

令和8年8月31日まで

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令
(採択の時期)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

4 資料

別紙1「令和8年度使用小学校用教科書一覧」及び「令和8年度使用中学校用教科書一覧」のとおり

令和 8 年度使用小学校用教科書一覧

種 目	発行者	書 名
国 語	光村図書出版	国語
書 写	光村図書出版	書写
社 会	日本文教出版	小学社会
地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	東京書籍	新編 新しい算数
理 科	学校図書	みんなと学ぶ 小学校理科
生 活	光村図書出版	せいかつ たんけんたい
音 楽	教育出版	小学音楽 音楽のおくりもの
図画工作	日本文教出版	図画工作
家 庭	東京書籍	新編 新しい家庭
保 健	大修館書店	新 小学校保健
英語	光村図書出版	H e r e W e G o !
道徳	日本文教出版	小学道徳 生きる力

令和 8 年度使用中学校用教科書一覧

種 目	発行者略称	書 名
国 語	光村図書出版	国語
書 写	光村図書出版	中学書写
社 会（地理的分野）	帝国書院	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社 会（歴史的分野）	帝国書院	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
社 会（公民的分野）	日本文教出版	中学社会 公民的分野
地 図	帝国書院	中学校社会科地図
数 学	東京書籍	新編 新しい数学 ～MATH CONNECT 数学のつながり～
理 科	啓林館	未来へひろがるサイエンス
音 楽（一 般）	教育芸術社	中学生の音楽
音 楽（器楽合奏）	教育芸術社	中学生の器楽
美 術	開隆堂出版	美術
保健体育	大修館書店	最新 中学校保健体育
技術・家庭（技術分野）	開隆堂出版	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて
技術・家庭（家庭分野）	開隆堂出版	技術・家庭 家庭分野 自立しともに支え合う生活へ
英 語	光村図書出版	H e r e W e G o !
道 徳	光村図書出版	中学道徳 きみが いちばん ひかるとき

教育委員会資料
8. 6. 25
生涯学習課

議案第34号

泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業実施要綱の一部改正 について

1 趣 旨

泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業実施要綱における所要の整備を行うため、要綱の一部を改正するものである。

2 内容

別紙2のとおり。

3 施行期日

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業実施要綱の一部 を改正する要綱（案）

泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業実施要綱（令和 7 年 1 月 6 日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
（対象児童） 第 2 条 事業の対象となる児童は、泉大津市学校園条例（昭和 4 0 年条例第 4 号）に規定する<u>小学校</u>に就学する児童とする。 2 （略） （実施施設） 第 3 条 事業を実施する施設は、泉大津市放課後児童健全育成事業運営要綱（平成 2 7 年 4 月 1 日。以下、「要綱」という。）第 2 条に規定する<u>各仲よし学級</u>とする。 （利用の申込み） 第 7 条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「保護者」という。）は、利用しようとする日の 5 開設日前までに泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業利用申込書（様式第 1 号）を<u>各仲よし学級</u>を通じ、市長に提出しなければならない。 （利用の決定） 第 8 条 市長は、申込書を受理し、審査の上、利用を決定したときは、速やかに泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業利用許可証（様式第 2 号。以下、	（対象児童） 第 2 条 事業の対象となる児童は、泉大津市学校園条例（昭和 4 0 年条例第 4 号）に規定する<u>泉大津市立旭小学校</u>に就学する児童とする。 2 （略） （実施施設） 第 3 条 事業を実施する施設は、泉大津市放課後児童健全育成事業運営要綱（平成 2 7 年 4 月 1 日。以下、「要綱」という。）第 2 条に規定する<u>旭仲よし学級</u>とする。 （利用の申込み） 第 7 条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「保護者」という。）は、利用しようとする日の 5 開設日前までに泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業利用申込書（様式第 1 号）を<u>旭仲よし学級</u>を通じ、市長に提出しなければならない。 （利用の決定） 第 8 条 市長は、申込書を受理し、審査の上、利用を決定したときは、速やかに泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業利用許可証（様式第 2 号。以下、

改 正 案	現 行
「許可証」という。)を発行し、保護者に通知するものとする。また、利用者は、利用しようとする日に許可証を持参し、<u>各仲よし学級</u>において提示するものとする。 (利用料等) 第9条 (略) 2 利用料は、1日あたり500円とし、保護者は、利用日までに<u>各仲よし学級</u>を通じ、市長に納付しなければならない。納付がない場合、当該事業を利用することはできない。 3及び4 (略)	「許可証」という。)を発行し、保護者に通知するものとする。また、利用者は、利用しようとする日に許可証を持参し、<u>旭仲よし学級</u>において提示するものとする。 (利用料等) 第9条 (略) 2 利用料は、1日あたり500円とし、保護者は、利用日までに<u>旭仲よし学級</u>を通じ、市長に納付しなければならない。納付がない場合、当該事業を利用することはできない。 3及び4 (略)

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(案)

泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の一時預かり事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 事業の対象となる児童は、泉大津市学校園条例（昭和40年条例第4号）に規定する小学校に就学する児童とする。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は、対象児童としない。

- (1) 感染症に罹患し、他の利用者に感染のおそれがある者
- (2) 入院治療を受ける必要がある者又は疾病にかかっている者
- (3) 市長が一時預かりの対象児童として適当でないと認めた者

(実施施設)

第3条 事業を実施する施設は、泉大津市放課後児童健全育成事業運営要綱（平成27年4月1日。以下、「要綱」という。）第2条に規定する各仲よし学級とする。

(受入人数)

第4条 事業の1日の定員は、原則として10名とし、先着順とする。

(実施時間)

第5条 事業の実施日は要綱第5条に定める開設日のうち、土曜日のみとし、実施時間については、同条に定める開設時間内とする。但し、原則として、登校時間は午前8時50分までとする。

(利用日数の制限)

第6条 事業の利用日数は、各年度10日を限度とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用の申込み)

第7条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「保護者」という。）は、利用しようとする日の5開設日前までに泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業利用申込書（様式第1号）を各仲よし学級を通じ、市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第8条 市長は、申込書を受理し、審査の上、利用を決定したときは、速やかに泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業利用許可証（様式第2号。以下、「許可証」という。）を発行し、保護者に通知するものとする。また、利用者は、利用しようとする日に許可証を持参し、各仲よし学級において提示するものとする。

(利用料等)

第9条 保護者は、利用料及び傷害保険掛金を納めなければならない。

2 利用料は、1 日あたり 500 円とし、保護者は、利用日までに各仲よし学級を通じ、市長に納付しなければならない。納付がない場合、当該事業を利用することはできない。

3 傷害保険掛金は、市が指定する傷害保険の掛金とし、保護者が負担するものとする。利用しようとする 5 開設日前までに、傷害保険掛金の納入がない場合、当該事業を利用することはできない。また、傷害保険掛金の納入後に当該事業を利用しない場合であっても、傷害保険掛金は返金しない。

4 要綱に定める仲よし学級の会費を滞納している者の児童については、当該事業の利用はできないものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業利用申込書

年 月 日

泉大津市長 様

住所

保護者氏名

電話

泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業の利用について、次のとおり申し込みます。

(ふりがな) 利用児童氏名	性別	生年月日		小学校名	学年
	男・女	年 月 日		小学校	年
緊急連絡先	氏名		続柄	電話番号	
利用理由					
利用希望日	年 月 日				
利用希望時間	時 分 ～ 時 分				
送迎者氏名					
送迎者住所					
送迎者連絡先					
利用児童の健康 状態等	1 健康 2 通院中(内容) 3 障害(有・無) 4 その他配慮が必要な事項()				
当該年度内の利 用回数	1. 初回 2. 回目				

注意事項

- アレルギー情報について、必ず記載をして下さい。
- 天候不良等により、急遽仲よし学級を閉鎖する場合があります。その場合、一時預かり事業を利用することはできません。
- 児童の傷害保険の加入を行わない場合、一時預かり事業を利用することはできません。
- 傷害保険料は、どのような理由（警報発令による仲よし学級の閉鎖・児童の体調不良等含む）で一時預かり事業を利用しなかった場合であっても、返金できません。
- 昼食及びおやつは必ず持参して下さい。仲よし学級で用意することはできません。また、電気ポットや電子レンジを使用するもの、冷蔵庫での保存が必要なものの持参もご遠慮下さい。
- 貴重品等、必要のないものの持参はご遠慮下さい。万一、破損や紛失等があった場合、責任を負うことはできません。
- 必要があれば、着替え等の持参をお願いします。
- 教室内で、携帯電話は使用できません。緊急の場合は、直接仲よし学級にご連絡下さい。
- 体調不良の場合、急遽お迎えをお願いする場合があります。
- 利用料を納期限までに納付しなかった場合、次回以降の利用はできません。

* 泉大津市使用欄

受付年月日	
利用の可否	可(利用料 円) ・ 否

様式第 2 号(第 8 条関係)

泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業利用許可証

利用児童氏名		性別	
生年月日		学年	
保護者氏名			
住所			
緊急連絡先			
利用日			

教育委員会資料
8 . 6 . 2 5
教育政策課

報告第 1 2 号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第 6 条第 2 項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和 8 年 5 月 1 日（金）～ 令和 8 年 5 月 3 1 日（日）

4 内 容

別紙 3 のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R8.5.1	R8.11.14	第19回三市一町中学生のメッセージ～青少年は地球の宝～	いずみそれいゆライオンズクラブ
2	R8.5.11	R8.6.13	泉大津中央商店街「風街無料講習」事業紹介	泉大津中央商店街振興組合
3	R8.5.11	R8.7月～ R9.2月	JAいずみのファミリー野菜レシピコンクール	いずみの農業協同組合
4	R8.5.18	R8.7月～ R8.11月	第13回泉大津さんま祭り「こども絵画コンクール」	復幸の架け橋実行委員会
5	R8.5.18	R8.6.27～ 6.28	謎解き冒険ラリー「不思議ハンター」	特定非営利活動法人たしざん
6	R8.5.18	R8.7.31	'26関西国際空港航空教室	関西翼の会
7	R8.5.20	R8.7.4	社会を明るくするつどい	泉大津市保護司会
8	R8.5.27	R8.7.19～ 8.9	令和8年度文化庁伝統文化親子教室事業『和装・作法教室』	和装・作法教室 なかよし会